

稅務官吏特別手当支給に關する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月十五日

小川友三

參議院議長 松平恒雄殿

税務官吏特別手当支給に關する質問主意書

一、税務官吏の中特に重要なポストにある官吏は徴税上東奔西走する。雜費及調査費がかかる。特に關商人を発見する行動は増税の華形である。特別賞與を出すべき殊勳者であるから、特別手当を平素支給すべきである、一ヶ月二千元程度、一税務署に十人程度、課長及次席級に支給すべきであるが政府の処見を問う。

二、タバコの專賣局工場員はたはこの闇賣りで一ヶ月一万円以上の別途収入があるは公然の秘密であると新聞は報じてあるが、政府は一番大事なせん端徴税吏の手当に親心が不足しており、課税すべき幾百億の財源を失つてあるが、一年に五千万円の特別手当を出し二百億以上の増收の処見の有無を問う。

右質問に対し責任ある答弁を要求する。